

社会教育委員の制度について

1 法令から（教育基本法・社会教育法）

※教育基本法

（社会教育）教育基本法第12条

- ・個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

※社会教育法

（定義）社会教育法第2条

- ・この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。

（設置）社会教育法第15条

- ・都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。→ 任意
- ・社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（職務）社会教育法第17条

- ・社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
 - (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること
 - (3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと
- ・教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

（審議会等への諮問）社会教育法第13条

- ・地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（委嘱）社会教育法第18条

- ・社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 条例

見出し	条 文	内 容
定数	北海道社会教育委員の定数等に関する条例第1条	北海道社会教育委員の定数は15人以内とする。
委嘱の基準	北海道社会教育委員の定数等に関する条例第2条	委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。
任期	北海道社会教育委員の定数等に関する条例第3条	委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
	北海道社会教育委員の定数等に関する条例第3条第2項	委員は、再任されることができる。
<p>(参考)</p> <p>附属機関等の設置又は運営に関する基準 第4 附属機関の委員の任命等</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に当たっては、選任時満69歳を上限とする。ただし、公募により選考した者を委員に任命する場合は、この限りでない。 委員の在任期間は、9年（任期が1年未満の場合は、1年として計算する。）を限度とする。ただし、当分の間、女性の委員については、12年を限度とする。 		

3 役割

広域を対象とし直接的な住民サービスを目的としない都道府県における社会教育行政と、きめ細やかな住民サービスを目的とする市町村における社会教育行政では役割が異なるため、都道府県の社会教育委員と市町村の社会教育員においても立場が異なる。

役 割	
都道府県	都道府県内の全域で社会教育活動が活発に展開できるよう環境の整備等に努めることが求められ、社会教育に関する調査の実施やその結果の市町村への情報提供、国の動向の把握と発信 都道府県の社会教育委員 → 「広域的な立場」から意見等を述べる。
市町村	住民の社会教育活動が活発になり、より多くの住民参加が実現できるよう努めることが求められ、社会教育に関する講座の開設や各種会議その他の集会の開催や奨励、社会教育に関する情報の収集、整理及び提供 市町村の社会教育委員 → 「地域住民の立場」から意見等を述べる。

4 教育委員など他の委員と異なる点

社会教育委員は「独任制」となっている。

都道府県教育委員、市町村教育委員などは「教育委員会」などの「会議体」があり、その構成員として「委員」が任命されるが、社会教育委員の場合は、「会議体」ありきではない。

社会教育委員は、あくまで「個人」として任命されるため、「個人」として社会教育行政に対して意見を述べることができる。

北海道社会教育委員の定数等に関する条例

昭和24年9月16日
条例第80号

改正 昭和27年4月24日条例第18号 平成10年7月1日条例第33号
〔第1次改正〕 〔附属機関の整理等に関する条例第26条による改正〕
平成21年3月31日条例第15号 平成26年3月28日条例第73号
〔北海道条例の整備に関する条例第139条による改正〕 〔第2次改正〕

北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例をここに公布する。

北海道社会教育委員の定数等に関する条例

〔北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例〕を題名改正〔平成26年条例73号〕

(定数)

第1条 北海道社会教育委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

一部改正〔昭和27年条例18号・平成10年33号・21年15号〕

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。

追加〔平成26年条例73号〕

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

全部改正〔昭和27年条例18号〕、一部改正〔平成21年条例15号・26年73号〕

(解嘱)

第4条 北海道教育委員会は、特別の事情があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

一部改正〔昭和27年条例18号・平成21年15号・26年73号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和27年4月24日条例第18号）

〔北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年1月1日から適用する。

附 則（平成10年7月1日条例第33号抄）

〔附属機関の整理等に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月28日条例第73号）

〔北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道社会教育委員の会議運営に関する規程

(昭和39年6月改訂)

(平成元年10月改訂)

第1条 北海道社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営については、この規程によるものとする。

第2条 委員のうちから議長及び副議長を各一名選出するものとする。

2 議長及び副議長の任期は一年とする。ただし、再選を妨げない。

3 議長は会議を主宰する。

4 副議長は議長を助け、議長に事故のあるとき、又は議長が欠けたときその職務を行う。

5 議長及び副議長は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、引き続き、その職務を行う。

第3条 会議は議長がこれを招集する。

2 会議の開催の場所及び日時等は会議に付議すべき事項とともに、あらかじめこれを通知しなければならない。

第4条 会議は定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年三回以上これを招集する

3 臨時会は必要がある場合においてその事項に限り、これを招集する。

第5条 会議は在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、同一事項について再度招集しても、なお半数に達しないときはこの限りではない。

第6条 必要により、専門部会をもつことができる。

第7条 この規程に定めるもののほか、会議に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成元年10月5日から施行する。